

会員各位

協同組合 近畿整骨師会
理事長 田村公伸
保険部長 川本大作

－ 保険部連絡 －

①紀の川市における子ども医療費助成制度の拡充
②田辺市における医療費助成制度の療養費請求用紙の統一 } について

平素は本会運営にご協力を賜り、誠に有難うございます。

標記について各自治体による周知情報が届きましたのでご連絡を申し上げます。
下記内容をご熟読の上、対象月よりご対応下さいますよう、よろしく願いいたします。

－ 記 －

- ①平成28年8月1日受診分以後、紀の川市における子ども医療費助成制度の拡充については下表のとおりです。

	現 行	変 更 後
入 院	15歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある者	15歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある者
入院外	12歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある者	
問い合わせ先	紀の川市役所 国保年金課 福祉医療係 電話:0736-77-2511 (内線 1203)	

- ②平成28年4月施術分(5月請求分)より、田辺市における助成医療費の請求用紙は“柔道整復施術療養費支給申請書”に切替え、請求を行ってください。
本通知を含め当会から請求用紙統一の周知を行った自治体は以下となります。

岩出市・田辺市・橋本市・和歌山市・かつらぎ町・日高町・日高川町・美浜町

★★ 留意点 ★★

- ①助成医療費の請求にあたってご使用いただく帳票は、本会所定の【柔道整復療養費支給申請書】になります。記載方法は3月29日付けの保険部連絡に添付しました“サンプルA”を熟読の上、窓口業務に従事ください。
又、用紙統一周知済みである上記の自治体においては総括票添付が必須となっておりますので“サンプルB”をご参照の上、添付漏れがないようお取り計らいください。
- ②現段階でかつらぎ町のみ“同一町内の施術所”に限り、助成医療費の請求が可能です。
町外施術所における受診者は“償還払い”となるため、一部負担金の徴収と領収証発行遺漏にご注意ください。

※本案件は社会保険加入者受診分のみが対象です。和歌山県国民健康保険団体連合会への請求分についての変更はありませんので、従前通りにご対応ください。
3月29日付けの保険部連絡、『災害共済給付制度の優先活用について』に添付しております“フローチャート図”も併せてご参照いただきますと統制、管理も容易かと存じます。

以上